

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年9月4日 13時30分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市太濃地島北方沖 水島港西1号防波堤灯台から真方位132° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 27.3′ 東経133° 45.2′)
事故の概要	プレジャーボート夕霧は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 夕霧、5トン未満（長さ3.75m）
船舶番号、船舶所有者等	270-21830岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船体に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、倉敷市上濃地島南方沖で釣りを行っていたが、風が強くなってきたので釣りをやめて、倉敷市水島港に向けて帰港することとし、船長が船尾中央で船外機の操作を行い、同乗者2人が船体中央部の甲板に直に座った状態で、約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で帰航を始め、北西進した。</p> <p>船長は、右舷方（北東方）から波高50cm以上の波を連続して受けていたので、右転して右舷船首方から波を受けて航行した方が船体が安定すると思い、濃地諸島を構成している上濃地島及びその北西方の太濃地島の間を通航して水島灘に入り、北進した。</p> <p>船長は、風が急に強くなったと思い、濃地諸島の北東方沖500m付近で北東方の風浪を右舷船首方から受けるように北進していたところ、本船は、右舷船首方から高さ約1mの波を受けた後、船体が右舷側から押し上げられて左舷側に傾くとともに船長及び同乗者が左舷側に移動して傾斜が増大し、転覆した。</p> <p>船長は、同乗者2人と共に転覆した本船の船底によじ登り、自身の防水型の携帯電話が落水したので同乗者の携帯電話により、本事故の発生を海上保安庁に通報し、救援を要請した。</p> <p>船長及び同乗者2人は、来援した海上保安庁の巡視艇により救助され、本船は、別の巡視艇により、近くの港にえい航された。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近において、山などの影響で局地的に強</p>

	<p>風が発生し、右舷船首方から波高約 1 m の高い波が押し寄せていた中、本事故時、突然、右舷方至近に別の不規則な高い波が発生したので、船体が右舷側から押し上げられて左舷方に傾いたのではと思ったが、右舷船首方の波に意識を向けていたので、同波を見ていなかった。</p> <p>本事故発生場所付近は、北東側の児島半島と南西側の濃地諸島の島に挟まれた海域であり、本船は、濃地諸島側を航行していた。</p> <p>船長は、出航前に釣り場付近の海上予報をインターネットで確認したが、風及び波高の予報に問題がなかったので予定どおりに出航した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、約 8 m/s の北東風がある状況下、北進中、船長が、右舷船首方から波を受けながら、濃地諸島の北東方沖 500 m 付近で航行を続けたことから、右舷船首方から波高約 1 m の波を受けた後、右舷側に発生した不規則な高い波により船体が左舷側に傾くとともに船長及び同乗者が左舷側に移動して傾斜が増大し、転覆したものと考えられる。</p> <p>本事故発生場所付近においては、本事故当時、山などの影響による局地的な北東の強風により発生した波に、南西側の濃地諸島の島の陸岸で発生した返し波が干渉したことから、本船の右舷方至近に不規則な高い波が発生した可能性が考えられるが、波の形状や進行方向については、船長が見ておらず明らかにすることができなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、約 8 m/s の北東風がある状況下、北進中、船長が、帰航に際して右舷船首方から波を受けながら、濃地諸島の北東方沖 500 m 付近で航行を続けたため、右舷船首方から約 1 m の波を受けた後、右舷側に発生した不規則な高い波により、左舷側に傾くとともに船長及び同乗者が左舷側に移動して傾斜が増大し、転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、出航中、風浪が強くなる兆候を認めた際には、速やかに近くの風浪の少ない安全な場所に移動し、帰航の経路、又は帰航するか待機するかなど以後の処置について判断すること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、携帯電話を首から提げるなど落下防止措置を講じておくこと。</li> </ul>